



① 建築物
 (基準例)
▼ 出入口
 出入口の幅は八〇センチ以上とし、自動ドアまたは車いす使用者が開閉しやすいものとする。

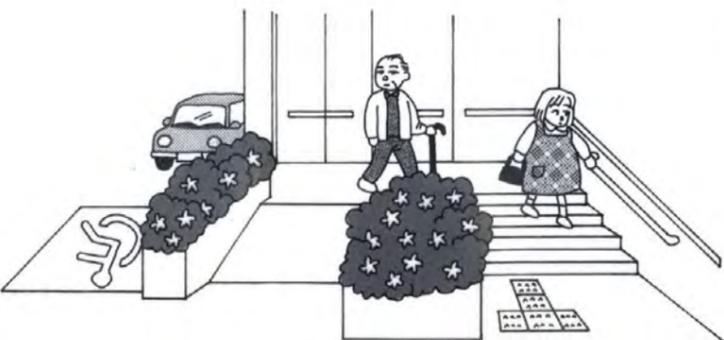
規則では、不特定多数の人々が利用する病院や劇場、百貨店、ホテル、飲食店、理・美容院、公共交通機関の施設、道路、公園など(生活関連施設という)を整備の対象として定めています。
 また、これらの生活関連施設の出入口や廊下、階段、トイレなどの構造及び設備の整備に関し、高齢者や障害者などが円滑に利用できるよう、次のような基準を定めています。

富山県民福祉条例 施行規則のあらまし

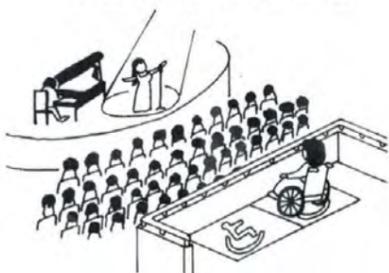
▼ 客室
 旅館等の客室は十分な床面積を確保し、高齢者や障害者が円滑に利用できるトイレ、浴室を設ける。



▼ トイレ
 車いす使用者や高齢者、妊婦、乳幼児を連れた人など、誰もが利用できる広い便所を設ける。

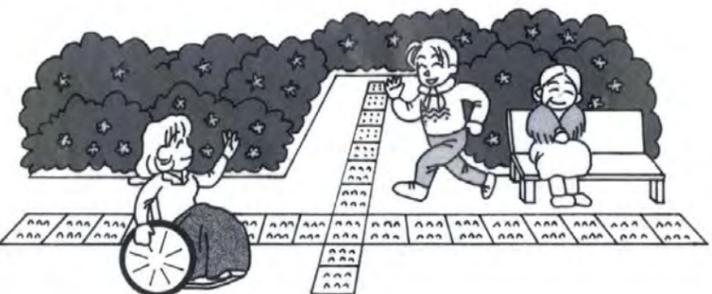


▼ 客席
 車いす使用者が利用できる席を設けるとともに、出入口と席とのあいだの移動がスムーズにできるように配慮する。



▼ 案内表示
 誰もが見やすく理解しやすいように、高さや文字の大きさに配慮する。

▼ 駐車場
 出入口付近に車いす使用者用の駐車スペースを設ける。



② 公共交通機関の施設
▼ 改札口
 幅を八〇センチ以上とし、車いす使用者の通行に支障となる段を設けない。
▼ プラットホーム
 転落防止のための柵と注意喚起用ブロッックを設ける。

③ 道路・公園
▼ 歩道
 幅員を二〇〇センチ以上とし、車いす使用者の通行に支障がないよう車道との段差は切り下げる。

▼ 公園
 園路は滑りにくいものとし、幅を一二〇センチ以上とする。



県が例年実施している県政世論調査によると、県民が県政に抱く要望として「高齢化対策」や「社会福祉」といった項目がここ数年上位を占め、福祉全般にわたる施策の充実を求める声が高まっています。

県では、少子高齢社会への対応や障害者等の自立と社会参加の促進などを図るため、昨年九月に富山県民福祉条例を制定し、現在、この条例に定める「人づくりにやさしいまちづくり」に積極的に取り組んでいくこととしています。

ここでは、この規則の対象となる生活関連施設やその整備基準、建築等を行う場合の届出などを中心に解説します。

特 集 すすめよう！ 人にやさしいまちづくり

富山県民福祉条例施行規則のあらまし

富山県民福祉 推進会議が設立



▲推進会議主催の福祉フォーラム（平成9年9月）

「しあわせに生きる福祉社会」の実現のためには、行政だけではなく県民一人ひとりの力が必要です。このため、昨年9月、県内各界各層の65の団体からなる富山県民福祉推進会議が設立されました。

これまで、この推進会議が中心となり、福祉フォーラムの開催や福祉のまちづくりに関する提言募集などを行っており、今後も県民への福祉の意識啓発や福祉のまちづくりの推進に積極的に取り組んでいくことにしています。

人にやさしいまちづくりを進めるためには、行政と県民および事業者が一体となって連携・協力していくことが不可欠です。
みんなでみんなのしあわせを考えるまちへ…。あらゆる人が様々な活動に参加できるまちづくり、快適に過ごせる環境づくりに、県民総ぐるみで積極的に取り組んでいきたいと思います。

【問合せ】 県庁社会福祉課
☎ 0764-44-3109

さて、設計図も完成し、いよいよ建築に着手！

太郎「だけどその前に、新築の（建築確認申請）といっしょに（新築等の届出）を忘れずに提出しなくては…」

【解説】 四月一日以降に建築に着手する場合は、新たに（新築等の届出）が必要となります。届出がない場合は、勧告、公表の対象になることがありますのでご注意ください。

【提出先】 最寄りの市役所及び町村役場の福祉のまちづくり担当窓口



建築は順調に進み、二人のレストランは待望のオープンを迎えました。

太郎「いいお店だっみんなが言ってくれているよ」

花子「お年寄りや障害を持つ方々にも利用しやすいと評判がよくて嬉しいわ」

太郎「人にやさしいまちづくりは、いいお店づくりからだね」



太郎さんと花子さんは、秋のオープンをめざして、この春からレストランの新築に取りかかるところにしました。

太郎「窓は大きくした方が明るくなるよ」

花子「店内にカウンターがあったら素敵ね」

新しいお店づくりの構想に熱中する二人でしたが、富山県民社会福祉条例施行規則の施行に伴い、例えば飲食店を新築する場合には、事前の届出や整備基準を守ることが必要になると聞き、さっそく県社会福祉課に問い合わせました。



【解説】 四月一日から、生活関連施設のうち一定規模以上の「特定生活関連施設」については、その新築や増築、改築等を行う際、条例施行規則に定める整備基準を守ることが及び事前の届出が義務づけられます。

例えばレストランの場合、延床面積が三〇〇平方メートルを超えるものは特定生活関連施設となります。

規則では、生活関連施設のうち一定規模以上の施設を「特定生活関連施設」と定め、四月一日からその新築や改築等を行う場合、事前の届出を義務つけています。

以下、レストランの新築を例にとりて見てみましょう。

建築士「出入口の幅を広げ、段差をなくすためここにスロープを設けます。それからトイレも十分な広さを確保します」

太郎「これで随分利用しやすいお店になりそうですね」

花子「このようなバリアフリーに配慮した生活関連施設の整備には、低利な融資制度があるそうよ」



【解説】 福祉の環境づくり資金
民間事業者が県民福祉条例施行規則に基づいて生活関連施設を整備（新築、増築、改築、用途変更等）する場合、工事などに要する資金を低利で融資する制度です。

(1) 融資対象となる施設
条例施行規則で定める生活関連施設のうち、公的施設以外のもの。

(2) 融資対象となる整備項目
条例施行規則の整備基準で定める項目
（例）スロープ、自動ドア、エレベーター、車いす使用者用トイレ、誘導用床材等）

(3) 融資限度額 五〇〇万円

(4) 融資金率 二・二パーセント（九年十二月現在）

(5) 融資期間 七年（うち据置期間一年以内）

二人がオープンをめざしているレストランは、特定生活関連施設に該当することが判明。そこで、改めて建築士と相談しながら、整備基準に適合した設計図の作成に取りかかりました。